

KEIRINグランプリに係る「特別競輪等(GP・G I・G II)出場選手の選抜方法に関する申し合わせ」

(出場選手選考除外規定)の見直しについて

昨年実施しましたKEIRINグランプリ2016の実施結果を踏まえ、同レースが競輪界最高峰のレースとしてより多くのお客様からご支持いただけるものとするため、下記のとおり「特別競輪等(GP・G I・G II)出場選手の選抜方法に関する申し合わせ」の一部を改正し、KEIRINグランプリ2017の選手選考から適用することを「特別競輪部会」(部会長:長谷川雅浩[ハセガワ マサヒロ]):公益財団法人JKA 競輪業務部 部長)において決定しましたのでお知らせします。

記

1. 見直し対象規定

・特別競輪等(GP・G I・G II)出場選手の選抜方法に関する申し合わせ

2. 見直し内容(概略)

・同規定1(6)「その他、選手選考委員会により出場することが適当でないと認められた者。」に次の記載を追加する。

[1(6)の例示]

KEIRINグランプリについては下記に該当した者。

- ①選手選考期間内のG I・G IIを対象として、失格を3回以上した者。
- ②選手選考期間内の全てのレースを対象として、競技規則第11条又は第58条により失格した者(ただし事象内容について精査する)。

現 行	見直し後
特別競輪等(GP・G I・G II)に出場する選手の選抜方法については、特別競輪等(GP・G I・G II)ごとに定める開催要綱によるほか、次によるものとする。 1. 次の(1)から(6)に該当する選手は選考に対象から除外するものとする。 (中略) (6)その他、選手選考委員会により出場することが適当でないと認められた者。 (以下略)	同 左 同 左 (6)同 左 [1(6)の例示] KEIRINグランプリについては下記に該当した者。 ①選手選考期間内のG I・G IIを対象として、失格を3回以上した者。 ②選手選考期間内の全てのレースを対象として、競技規則第11条又は第58条により失格した者(ただし事象内容について精査する)。

3. 適用

・1(6)の例示②については、平成29年2月16日を節の初日とする開催からの失格を対象とする。